

上牧町地域公共交通策定支援業務に関する補助金について

①国補助金の採択通知

(令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(アップデート化推進事業市町村型))

様式第 5-2 (日本産業規格 A 列 4 番)

近運交第 15 号の 7

令和 8 年 5 月 11 日

上牧町地域公共交通協議会

会 長 阪 本 正 人 殿

近 畿 運 輸 局 長

(公 印 省 略)

令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型))

交付決定通知書

令和 8 年 4 月 27 日付けで申請のあった「令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 5 月 11 日付け国総地第 28 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業
(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型)

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	10,011,000	円
補助金の額	金	750,000	円

(内訳別紙)

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)の実施に関する事項を掲載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

②奈良県補助金の採択通知（令和 8 年度公共交通基本計画推進支援事業補助金）

第 2 号様式（第 7 条関係）

奈良県指令リ地交第 1 7 号の 3

上牧町大字上牧 3350 番地
上牧町地域公共交通協議会
会長 阪本 正人 様

令和 8 年 4 月 7 日付け上地公協第 2 号で申請のありました令和 8 年度公共交通基本計画推進支援事業補助金については、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定及び公共交通基本計画推進支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 8 年 4 月 7 日

奈良県知事 山下 真

記

- 1 補助金の額 2, 6 1 0, 0 0 0 円
- 2 この補助金については、奈良県補助金等交付規則及び公共交通基本計画推進支援事業補助金交付要綱を適用します。
- 3 この補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付決定通知経費明細書記載の通りとします。
- 4 補助金交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、変更交付申請を行うこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 奈良県補助金等交付規則及び公共交通基本計画推進支援事業補助金交付要綱を遵守すること。